

特定農地貸付けの承認申請書

令和 年 月 日

磐田市農業委員会長 様

申請者 住所
氏名

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて、下記の書面を添えて承認を申請します。

記

1. 貸付規程
2. 特定農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面
3. 貸付協定

特定農地貸付規程（案）

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〇が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（事業主体）

第2 本貸付けは、〇〇〇〇が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び前野ふれあい楽農園が貸付農地について有し、使用及び収益を目的とする権利の種類、並びに貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所は別表のとおりとする。

（貸付条件）

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は1年とする。
- (2) 貸付けに係る賃貸料は、1区画当たり年間円〇〇〇〇とする。
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃借料を毎年〇月〇日まで〇〇〇に支払うものとする。
- 2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - (1) 営利を目的として作物を栽培すること。
 - (2) 建物及び工作物を設置すること。
 - (3) 樹木及び多年生植物を栽培すること。
 - (4) 指定された区画以外への立ち入りや、違法駐車その他近隣住民や他の使用者の迷惑となる行為。
 - (5) 農作物栽培に必要としない物の搬出及び土及び耕作土の搬出。
 - (6) 貸付農地を転貸すること。
 - (7) その他管理上必要な指示に反する行為。

（募集の方法）

第5 貸付けを受けようとする者の募集は、チラシ、掲示板等のほか、市の協力を得て、一般公募とする。

- 2 募集期間は、〇月〇日から〇ヶ月間とするが、農園の区画に残余が生じたときは、随時募集をするものとする。

(申込みの方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に〇〇〇〇へ申込書を提出するものとする。

2 前項の申込みをすることができる者は、磐田市内に在住、若しくは在勤の者とする。

(選考の方法)

第7 〇〇〇〇は第6の規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は受付順により借受者を決定するものとする。

3 貸付け区画は、原則として1借受者につき1区画とし、農園の区画に残余が生じたときは、複数の区画を希望した借受者について適正な区画数を追加配分することができる。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 〇〇〇〇は、管理担当者を設置する等して、貸付農地及び施設の適切な維持・管理を行う。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき、

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定による貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復して返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合

(2) ○○○○が相当な理由があると認めたとき。

附則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法律第 58 号) 第 3 条第 3 項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番 号	所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	位 置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が既に 有している権利 に基づくもの
							権利の	所 有 者		
			種 類	住 所			氏 名			
1						別図の とおり				
2						別図の とおり				

貸付協定（案）

（１）貸付協定〔借り受けた農地で市民農園を開設する場合〕

（目的）

第１ ○○○○〔特定農地貸付により市民農園を開設する者〕（以下「開設者」という。）、磐田市〔当該市民農園の所在地を所管する市〕及び〔開設者に農地を貸し付ける「対象農地貸付者」〕（以下「市」という。）は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないとのことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第２ この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第３ 開設者は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

２ 開設者は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄を行ったときには、借受者が借り受け農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

３ 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

４ 開設者は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、市は、開設者から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第４ 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

２ 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し借受者に適切に指導するものとする。

３ 開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

４ 市は、開設者から１から３に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って

協力するものとする。

(特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用を確保するために必要な事項)

第5 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止しようとするときには、市民農園の用地を原状に回復し、市に返還するものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、3ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止しようとするときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるように他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(開設者が市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、市に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 市は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8 対象農地貸付者は、開設者が第3の2及び3、第4の1から3に違反したと認めたときは、開設者と締結する賃貸借（使用貸借）契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借（使用貸借）契約が解除されたときは、開設者は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、対象農地貸付者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5の3を準用するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、開設者及び市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

開設者 住所 印

磐田市 住所 磐田市国府台3番地1 印
磐田市長

別表

土地の一覧表

番 号	土地の所在	地目	利用状況	面 積 (㎡)
1				
2				

農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、〇〇〇〇（以下「甲」という。）が開設する市民農園において〇〇〇〇（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約書の対象となる農地「以下「対象農地」という。」の位置及び面積は、別紙のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

- 乙は、農作業の実施に関して甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
- 乙は、対象農地において農作業を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。
- 甲の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無であるか、または著しく少ない場合には、乙は甲に対して、その損失を補填すべきことを請求することができる。

(料金の支払)

第4条 乙は、料金〇〇〇〇円を毎年〇月〇日までに、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、〇年間とする。

(契約の解除)

第6条 次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- 乙が契約の解除を申し出たとき
- 乙が契約を違反したとき
- 乙が〇ヶ月間にわたり農作業を行わないとき

(料金の不還付)

第7条 契約が解除されたときは、乙が既に納めた料金を還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

- 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき
- その他甲が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第8条 本契約書に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

⑩

乙 住 所

氏 名

⑩

(本契約書は、二通作成し、それぞれ各一通を所持すること。)